

○尼崎市個人番号の利用に関する条例

平成27年12月17日

条例第51号

改正 平成28年3月9日条例第6号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき個人番号を利用する事務を定めるほか、同項の規定による個人番号の利用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(個人番号の利用範囲等)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う事務で同表の右欄に掲げるもの
 - (2) 別表第2の左欄に掲げる執行機関が同表の右欄に掲げる特定個人情報でその保有するものを利用して行う事務であって、同欄に掲げる特定個人情報の区分に応じてそれぞれ同表の中欄に掲げるもの
 - (3) 市長が法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報でその保有するものを利用して行う事務であって、同欄に掲げる特定個人情報の区分に応じてそれぞれ同表の第2欄に掲げるもの
- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該事務の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる特定個人情報でその保有するものを利用することができる。ただし、法の規定に基づき情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該事務の区分に応じてそれぞれ同表の第4欄に掲げる特定個人情報でその保有するものを利用することができる。ただし、法の規定に基づき情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、本市の他の条例又は本市の規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

尼崎市個人番号の利用に関する条例

付 則（平成28年3月9日条例第6号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1

（平28条例6・一部改正）

執行機関	事務
1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の例により生活に困窮する外国人に対して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還請求又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護実施事務」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	本市が設置した賃貸住宅であって尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年尼崎市条例第29号）第2条第1号に規定する市営住宅に準じて管理を行うものの管理に関する事務（以下「住宅管理事務」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年尼崎市条例第27号）の規定による医療費の助成に関する事務（以下「福祉医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの
4 市長	尼崎市緊急通報システム普及促進事業の実施に関する事務（以下「緊急通報システム普及促進事務」という。）であって規則で定めるもの
5 市長	尼崎市高齢者日常生活用具給付事業の実施に関する事務（以下「高齢者日常生活用具給付事務」という。）であって規則で定めるもの
6 市長	尼崎市住宅改造費助成事業の実施に関する事務（以下「住宅改造費助成事務」という。）であって規則で定めるもの
7 市長	尼崎市社会福祉法人等利用者負担額軽減事業の実施に関する事務（以下「利用者負担額軽減事務」という。）であって規則で定めるもの
8 市長	尼崎市身体障害者手帳交付診断料特例給付事業の実施に関する事務（以下「身体障害者手帳交付診断料特例給付事務」という。）であって規則で定めるもの
9 市長	尼崎市重度心身障害者（児）介護手当支給事業の実施に関する事務（以下「介護手当支給事務」という。）であって規則で定めるもの
10 市長	尼崎市在宅重症心身障害児（者）訪問看護支援事業の実施に関する事務（以下「訪問看護支援事務」という。）であって規則で定めるもの
11 市長	尼崎市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業の実施に関する事務（以下「補聴器購入費等助成事務」という。）であって規則で定めるもの
12 市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年兵庫県規則第17号）の規定により兵庫県知事に提出される書類の受理及び当該書類に記載された事項に係る事実の確認又は兵庫県知事が作成する書類の交付に関する事務（以下「兵庫県心身

尼崎市個人番号の利用に関する条例

	障害者扶養共済制度関係事務」という。) であって規則で定めるもの
--	----------------------------------

別表第2

(平28条例6・一部改正)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	法別表第1の7の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護法の規定の例により生活に困窮する外国人に対して行う保護の実施又は就労自立支援給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。) であって規則で定めるもの
2 市長	法別表第1の8の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「国民健康保険給付関係情報」という。) であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。) であって規則で定めるもの
外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの		
3 市長	法別表第1の15の項の下欄に掲げる事務	障害者関係情報であって規則で定めるもの

尼崎市個人番号の利用に関する条例

	であって規則で定めるもの	の
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	法別表第1の16の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「高齢者医療給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	法別表第1の19の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	法別表第1の30の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

尼崎市個人番号の利用に関する条例

		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	法別表第1の35の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	法別表第1の41の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	法別表第1の44の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	法別表第1の46の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	法別表第1の47の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	法別表第1の49の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	法別表第1の59の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

尼崎市個人番号の利用に関する条例

		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	法別表第1の63の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	法別表第1の68の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	法別表第1の84の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付関係情報であって規則

尼崎市個人番号の利用に関する条例

		で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	法別表第1の94の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	外国人生活保護実施事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報 障害者関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	住宅管理事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で

尼崎市個人番号の利用に関する条例

		定めるもの
20 市長	福祉医療費助成事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	緊急通報システム普及促進事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	高齢者日常生活用具給付事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であ

尼崎市個人番号の利用に関する条例

		って規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	住宅改造費助成事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
24 市長	利用者負担額軽減事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
25 市長	身体障害者手帳交付診断料特例給付事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で

尼崎市個人番号の利用に関する条例

		定めるもの
26 市長	介護手当支給事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
27 市長	訪問看護支援事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
28 市長	補聴器購入費等助成事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
29 市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度関係事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

○尼崎市個人番号の利用に関する条例施行規則

平成27年12月21日

規則第61号

改正 平成28年3月31日規則第53号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市個人番号の利用に関する条例(平成27年尼崎市条例第51号。以下「条例」という。)別表第1及び別表第2の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1第1項の規則で定めるもの)

第2条 条例別表第1第1項の規則で定めるものは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号。以下「法別表第1省令」という。)第15条各号に掲げる事務に準ずる事務とする。

(条例別表第1第2項の規則で定めるもの)

第3条 条例別表第1第2項の規則で定めるものは、尼崎市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年尼崎市条例第31号)第2条第1号に規定するコミュニティ住宅、尼崎市再開発住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年尼崎市条例第32号)第2条第1号に規定する再開発住宅及び尼崎市従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例(平成10年尼崎市条例第28号)第2条第1号に規定する従前居住者用住宅(以下「コミュニティ住宅等」という。)の管理に関する事務であって法別表第1省令第18条各号(第8号、第9号及び第11号を除く。)に掲げる事務に準ずるものとする。

(平28規則53・追加)

(条例別表第1第3項の規則で定めるもの)

第4条 条例別表第1第3項の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例(平成17年尼崎市条例第27号。以下「福祉医療費助成条例」という。)第5条の規定による受給資格(福祉医療費助成条例第4条に規定する受給資格をいう。)の認定(第33条第1号において「受給資格認定」という。)に関する事務
- (2) 福祉医療費助成条例の規定による医療費の助成(第33条各号において「医療費助成」という。)の額の算定に関する事務

(平28規則53・追加)

(条例別表第1第4項の規則で定めるもの)

第5条 条例別表第1第4項の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 尼崎市緊急通報システム普及促進事業実施要綱に基づく尼崎市緊急通報システム普及促進事業(次号及び第34条において「事業」という。)の利用者の決定に関する事務

尼崎市個人番号の利用に関する条例施行規則

(2) 事業の利用者に係る利用者負担額の算定に関する事務

(平28規則53・追加)

(条例別表第1第5項の規則で定めるもの)

第6条 条例別表第1第5項の規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 尼崎市高齢者日常生活用具給付事業要綱に基づく尼崎市高齢者日常生活用具給付事業（次号及び第35条各号において「事業」という。）の利用者の決定に関する事務

(2) 事業の利用者に係る利用者負担額の算定に関する事務

(平28規則53・追加)

(条例別表第1第6項の規則で定めるもの)

第7条 条例別表第1第6項の規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 尼崎市住宅改造費助成事業実施要綱に基づく尼崎市住宅改造費助成事業（次号及び第36条各号において「事業」という。）の利用者の決定に関する事務

(2) 事業の利用者に係る助成金額の算定に関する事務

(平28規則53・追加)

(条例別表第1第7項の規則で定めるもの)

第8条 条例別表第1第7項の規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 尼崎市社会福祉法人等利用者負担軽減実施要綱に基づく尼崎市社会福祉法人等利用者負担額軽減事業（次号及び第37条各号において「事業」という。）の利用者の決定に関する事務

(2) 事業の利用者に係る利用者負担額の算定に関する事務

(平28規則53・追加)

(条例別表第1第8項の規則で定めるもの)

第9条 条例別表第1第8項の規則で定めるものは、身体障害者手帳交付に伴う診断料特例給付事業実施要綱に基づく尼崎市身体障害者手帳交付診断料特例給付事業（第38条において「事業」という。）の利用者の決定に関する事務とする。

(平28規則53・追加)

(条例別表第1第9項の規則で定めるもの)

第10条 条例別表第1第9項の規則で定めるものは、尼崎市重度心身障害者（児）介護手当支給要綱に基づく尼崎市重度心身障害者（児）介護手当支給事業（第39条において「事業」という。）の利用者の決定に関する事務とする。

(平28規則53・追加)

(条例別表第1第10項の規則で定めるもの)

第11条 条例別表第1第10項の規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 尼崎市在宅重症心身障害児（者）訪問看護支援事業実施要綱に基づく尼崎市在宅重症心身障害児（者）訪問看護支援事業（次号及び第40条各号において「事業」という。）の利用者の決

尼崎市個人番号の利用に関する条例施行規則

定に関する事務

(2) 事業の利用者に係る助成金額の算定に関する事務

(平28規則53・追加)

(条例別表第1第11項の規則で定めるもの)

第12条 条例別表第1第11項の規則で定めるものは、尼崎市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱に基づく尼崎市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業（第41条において「事業」という。）の利用者の決定に関する事務とする。

(平28規則53・追加)

(条例別表第1第12項の規則で定めるもの)

第13条 条例別表第1第12項の規則で定めるものは、兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年兵庫県規則第17号。第20条において「県規則」という。）第3条第1項若しくは第2項、第5条第2項、第6条、第7条第1項、第8条第1項、第8条の2第1項又は第10条第1項の規定により兵庫県知事に提出される書類の受理及び当該書類に記載された事項に係る事実の確認に関する事務とする。

(平28規則53・旧第3条線下・一部改正)

(条例別表第2第1項の規則で定める事務及び情報)

第14条 条例別表第2第1項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務の区分に応じ当該号に定める情報とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等（同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。）又は医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第22条第1項第2号イに規定する医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。）に係る次に掲げる情報

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、個人に係るものに限る。）に関する情報（以下「市町村民税情報」という。）

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の例により生活に困窮する外国人に対して行う保護の実施、保護の開始若しくは変更又は保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

(2) 児童福祉法第19条の5第2項の規定による医療費支給認定（同法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定をいう。）の変更の認定に関する事務 当該認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る次に掲げる情報

ア 市町村民税情報

イ 外国人生活保護実施関係情報

尼崎市個人番号の利用に関する条例施行規則

(平28規則53・旧第4条繰下)

(条例別表第2第2項の規則で定める事務及び情報)

第15条 条例別表第2第2項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童福祉法第21条の5の3第1項の規定による障害児通所給付費の支給、同法第21条の5の4第1項の規定による特例障害児通所給付費の支給又は同法第21条の5の12第1項の規定による高額障害児通所給付費の支給（以下これらを「障害児通所給付費等の支給」という。）に関する事務（第3号に該当するものを除く。） 障害児通所給付費等の支給に係る障害児（同法第4条第2項に規定する障害児をいう。以下この条において同じ。）の保護者（同法第6条に規定する保護者をいう。以下この条において同じ。）又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「身体障害者手帳情報」という。）

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳情報」という。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第6条に規定する自立支援給付の支給（以下「自立支援給付の支給」という。）に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）

エ 外国人生活保護実施関係情報

(2) 児童福祉法第24条の26第1項の規定による障害児相談支援給付費の支給又は同法第24条の27第1項の規定による特例障害児相談支援給付費の支給（以下この条において「障害児相談支援給付費等の支給」という。）に関する事務 障害児相談支援給付費等の支給に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア 身体障害者手帳情報

イ 精神障害者保健福祉手帳情報

ウ 自立支援給付関係情報

(3) 児童福祉法第21条の5の12第1項の規定による高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア 身体障害者手帳情報

イ 精神障害者保健福祉手帳情報

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号に規定する介護給付、同条第2号に規定する予防給付、同条第3号に規定する市町村特別給付又は同法第115条の45の3第2

尼崎市個人番号の利用に関する条例施行規則

項に規定する第1号事業支給費（以下「介護給付等」という。）の支給に関する情報（以下「介護保険給付情報」という。）

エ 自立支援給付関係情報

オ 外国人生活保護実施関係情報

(4) 児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する事務（助産の実施（同法第22条第2項に規定する助産の実施をいう。以下この条において同じ。）に係る部分に限る。）助産の実施に係る妊産婦（同法第5条に規定する妊産婦をいう。）又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる情報

ア 生活保護実施関係情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「法別表第2省令」という。）第8条第1号イに規定する生活保護実施関係情報をいう。以下同じ。）

イ 市町村民税情報

ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第1項の出産育児一時金の支給に関する情報

エ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報（法別表第2省令第8条第1号ロに規定する中国残留邦人等支援給付実施関係情報をいう。以下同じ。）

オ 外国人生活保護実施関係情報

(5) 児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する事務（母子保護の実施（同法第23条第2項に規定する母子保護の実施をいう。以下この条において同じ。）に係る部分に限る。）母子保護の実施に係る児童（同法第4条第1項に規定する児童をいう。）又はその扶養義務者に係る次に掲げる情報

ア 生活保護実施関係情報

イ 市町村民税情報

ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 外国人生活保護実施関係情報

（平28規則53・旧第5条繰下・一部改正）

（条例別表第2第3項の規則で定める事務及び情報）

第16条 条例別表第2第3項の規則で定める事務は、法別表第2省令第19条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、要保護者等（同条第1号イに規定する要保護者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる情報とする。

(1) 身体障害者手帳情報

(2) 精神障害者保健福祉手帳情報

(3) 地方税法の規定による固定資産税及び都市計画税に関する情報（以下「固定資産税等情報」

尼崎市個人番号の利用に関する条例施行規則

という。)

(4) 外国人生活保護実施関係情報

(平28規則53・旧第6条線下・一部改正)

(条例別表第2第4項の規則で定める事務及び情報)

第17条 条例別表第2第4項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務の区分に応じ当該号に定める情報とする。

(1) 本市内に住所を有する個人に対する本市の市民税（以下この条において「市民税」という。）

の課税に関する事務 当該市民税の納税義務者に係る次に掲げる情報

ア 身体障害者手帳情報

イ 精神障害者保健福祉手帳情報

ウ 生活保護実施関係情報

エ 国民健康保険法第76条第1項の規定による保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険料情報」という。）

オ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第104条第1項の規定による保険料の徴収に関する情報

カ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

キ 介護保険法第129条第1項の規定による保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険料情報」という。）

ク 外国人生活保護実施関係情報

(2) 地方税法第323条の規定による市民税の減免に関する事務 当該市民税の納税義務者に係る次に掲げる情報

ア 身体障害者手帳情報

イ 精神障害者保健福祉手帳情報

ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 外国人生活保護実施関係情報

(平28規則53・旧第7条線下・一部改正)

(条例別表第2第5項の規則で定める事務及び情報)

第18条 条例別表第2第5項の規則で定める事務は、法別表第2省令第22条第2号から第5号まで、第7号、第9号及び第10号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、公営住宅入居者等（同条第1号イに規定する公営住宅入居者等をいう。）に係る次に掲げる情報とする。

(1) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(2) 外国人生活保護実施関係情報

(平28規則53・旧第8条線下)

(条例別表第2第6項の規則で定める事務及び情報)

尼崎市個人番号の利用に関する条例施行規則

第19条 条例別表第2第6項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務の区分に応じ当該号に定める情報とする。

- (1) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条第1項若しくは第3条の規定による尼崎市国民健康保険の被保険者の資格取得の届出又は同令第11条、第12条若しくは第13条第1項の規定による尼崎市国民健康保険の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 これらの届出を行う者に係る次に掲げる情報

ア 生活保護実施関係情報

イ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ウ 外国人生活保護実施関係情報

- (2) 国民健康保険法第56条第1項の規定による他の法令の規定による医療に関する給付との調整に関する事務 同法の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問介護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給に係る尼崎市国民健康保険の被保険者に係る次に掲げる情報

ア 高齢者医療確保法の規定による保険給付の支給に関する情報（以下「後期高齢者医療給付情報」という。）

イ 介護保険給付情報

（平28規則53・旧第9条繰下）

（条例別表第2第7項の規則で定める事務及び情報）

第20条 条例別表第2第7項の規則で定める事務は、法別表第2省令第28条第1号から第5号まで及び第7号から第9号までに掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、改良住宅入居者等（同条第1号イに規定する改良住宅入居者等をいう。）に係る次に掲げる情報とする。

- (1) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

- (2) 外国人生活保護実施関係情報

（平28規則53・旧第10条繰下）

（条例別表第2第8項の規則で定める事務及び情報）

第21条 条例別表第2第8項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4の規定による福祉の措置の実施に関する事務 当該措置に係る者又はその扶養義務者に係る次に掲げる情報

ア 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

イ 外国人生活保護実施関係情報

- (2) 老人福祉法第11条の規定による福祉の措置の実施に関する事務 当該措置に係る者又はその扶養義務者に係る次に掲げる情報

ア 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

尼崎市個人番号の利用に関する条例施行規則

イ 外国人生活保護実施関係情報

(3) 老人福祉法第28条第1項の規定による費用の徴収に関する事務 同法第10条の4第1項若しくは第11条の規定による福祉の措置に係る者又はその扶養義務者に係る次に掲げる情報

ア 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

イ 外国人生活保護実施関係情報

(平28規則53・旧第11条繰下)

(条例別表第2第9項の規則で定める事務及び情報)

第22条 条例別表第2第9項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条第1項、第31条の7第1項又は第33条第1項の規定による便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表第9項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る次に掲げる情報とする。

(1) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(2) 外国人生活保護実施関係情報

(平28規則53・旧第12条繰下)

(条例別表第2第10項の規則で定める事務及び情報)

第23条 条例別表第2第10項の規則で定める事務は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「特別児童扶養手当法」という。)第5条の規定による認定の請求に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該請求を行う者に係る次の各号に掲げる情報とする。

(1) 身体障害者手帳情報

(2) 精神障害者保健福祉手帳情報

(3) 自立支援給付関係情報

(平28規則53・追加)

(条例別表第2第11項の規則で定める事務及び情報)

第24条 条例別表第2第11項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務の区分に応じ当該号に定める情報とする。

(1) 特別児童扶養手当法第19条(特別児童扶養手当法第26条の5において準用する場合を含む。)の規定による認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る次に掲げる情報

ア 身体障害者手帳情報

イ 精神障害者保健福祉手帳情報

ウ 自立支援給付関係情報

(2) 昭和60年法律第34号附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和60年法律第34号第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当法第35条の規定によ

尼崎市個人番号の利用に関する条例施行規則

る届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る次に掲げる情報

- ア 身体障害者手帳情報
- イ 精神障害者保健福祉手帳情報
- ウ 自立支援給付関係情報

(平28規則53・追加)

(条例別表第2第12項の規則で定める事務及び情報)

第25条 条例別表第2第12項の規則で定める事務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4第1項の規定による費用の徴収に関する事務とし、同表第12項の規則で定める情報は、被措置未熟児（法別表第2省令第39条第1号に規定する被措置未熟児をいう。）又はその扶養義務者に係る次に掲げる情報とする。

- (1) 市町村民税情報
- (2) 外国人生活保護実施関係情報

(平28規則53・旧第13条繰下・一部改正)

(条例別表第2第13項の規則で定める事務及び情報)

第26条 条例別表第2第13項の規則で定める事務は、高齢者医療確保法第104条第1項の規定による保険料の徴収に関する事務とし、同表第13項の規則で定める情報は、兵庫県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者に係る次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 生活保護実施関係情報
- (2) 市町村民税情報
- (3) 国民健康保険料情報
- (4) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (5) 介護保険料情報
- (6) 外国人生活保護実施関係情報

(平28規則53・旧第14条繰下・一部改正)

(条例別表第2第14項の規則で定める事務及び情報)

第27条 条例別表第2第14項の規則で定める事務は、法別表第2省令第44条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、要支援者等（同条第1号イに規定する要支援者等をいう。）に係る次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 身体障害者手帳情報
- (2) 精神障害者保健福祉手帳情報
- (3) 固定資産税等情報
- (4) 外国人生活保護実施関係情報

(平28規則53・旧第15条繰下・一部改正)

(条例別表第2第15項の規則で定める事務及び情報)

尼崎市個人番号の利用に関する条例施行規則

第28条 条例別表第2第15項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 介護給付等の支給に関する事務（次号に該当するものを除く。） 要介護被保険者等（介護保険法第62条に規定する要介護被保険者等をいう。）に係る次に掲げる情報
 - ア 生活保護実施関係情報
 - イ 市町村民税情報
 - ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - エ 外国人生活保護実施関係情報
- (2) 介護保険法第51条の2第1項の規定による高額医療合算介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
 - ア 国民健康保険法の規定による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険給付情報」という。）
 - イ 後期高齢者医療給付情報
- (3) 介護保険法第115条の4第1項から第3項までの規定による地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）として行う尼崎市シルバーハウジング生活援助員派遣事業実施要綱に基づく尼崎市シルバーハウジング生活援助員派遣事業（次号において「事業」という。）の利用者の決定に関する事務 当該決定に係る者に係る次に掲げる情報
 - ア 身体障害者手帳情報
 - イ 精神障害者保健福祉手帳情報
- (4) 地域支援事業として行う事業の利用者に係る利用者負担額の算定に関する事務 当該利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
 - ア 生活保護実施関係情報
 - イ 市町村民税情報
 - ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - エ 外国人生活保護実施関係情報
- (5) 地域支援事業として行う尼崎市家族介護用品支給事業実施要綱に基づく尼崎市家族介護用品支給事業の利用者の決定に関する事務 当該決定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
 - ア 生活保護実施関係情報
 - イ 市町村民税情報
 - ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - エ 外国人生活保護実施関係情報
- (6) 地域支援事業として行う尼崎市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱に基づく尼崎市俳

尼崎市個人番号の利用に関する条例施行規則

徊高齢者家族支援サービス事業の利用者に係る利用者負担額の算定に関する事務 当該利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

- ア 生活保護実施関係情報
- イ 市町村民税情報
- ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- エ 外国人生活保護実施関係情報

(7) 地域支援事業として行う尼崎市家族介護慰労事業実施要綱に基づく尼崎市家族介護慰労事業の利用者の決定に関する事務 当該決定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税情報

(平28規則53・旧第16条繰下・一部改正)

(条例別表第2第16項の規則で定める事務及び情報)

第29条 条例別表第2第16項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 自立支援給付の支給に関する事務（次号から第4号までに該当するものを除く。） 自立支援給付の支給に係る障害者等（障害者総合支援法第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。以下この条において同じ。）に係る次に掲げる情報

- ア 障害児通所給付費等の支給に関する情報（以下「障害児通所給付費等支給情報」という。）
- イ 身体障害者手帳情報
- ウ 精神障害者保健福祉手帳情報

(2) 障害者総合支援法第58条第1項の規定による自立支援医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

- ア 障害児通所給付費等支給情報
- イ 身体障害者手帳情報
- ウ 精神障害者保健福祉手帳情報
- エ 特別児童扶養手当法第3条第1項の規定による特別児童扶養手当の支給に関する情報
- オ 特別児童扶養手当法第17条の規定による障害児福祉手当の支給、特別児童扶養手当法第26条の2の規定による特別障害者手当の支給又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報

(3) 障害者総合支援法第76条の2第1項の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

- ア 障害児通所給付費等支給情報
- イ 身体障害者手帳情報
- ウ 精神障害者保健福祉手帳情報
- エ 介護保険給付情報

尼崎市個人番号の利用に関する条例施行規則

- (4) 障害者総合支援法第7条の規定による他の法令の規定による給付等との調整に関する事務
自立支援給付の支給に係る障害者等に係る次に掲げる情報
- ア 国民健康保険給付情報
 - イ 後期高齢者医療給付情報
 - ウ 介護保険給付情報
- (5) 障害者総合支援法第77条第1項及び第3項並びに第78条第1項の規定による地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）として行う尼崎市身体障害者用自動車改造費助成金交付要綱に基づく尼崎市身体障害者用自動車改造費助成金交付事業の利用者の決定に関する事務 当該決定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
- ア 身体障害者手帳情報
 - イ 市町村民税情報
- (6) 地域生活支援事業として行う尼崎市障害者（児）等日常生活用具給付等事業実施要綱に基づく尼崎市障害者（児）等日常生活用具給付等事業（次号において「事業」という。）の利用者の決定に関する事務 当該決定に係る者に係る身体障害者手帳情報
- (7) 地域生活支援事業として行う事業の利用者に係る利用者負担額の算定に関する事務 当該利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
- ア 生活保護実施関係情報
 - イ 市町村民税情報
 - ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - エ 外国人生活保護実施関係情報
- (8) 地域生活支援事業として行う尼崎市在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱に基づく尼崎市在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業（次号において「事業」という。）の利用者の決定に関する事務 当該決定に係る者に係る身体障害者手帳情報
- (9) 地域生活支援事業として行う事業の利用者に係る利用者負担額の算定に関する事務 当該利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
- ア 生活保護実施関係情報
 - イ 市町村民税情報
 - ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - エ 外国人生活保護実施関係情報
- (10) 地域生活支援事業として行う尼崎市障害者日中一時支援事業実施要綱に基づく尼崎市障害者日中一時支援事業（次号において「事業」という。）の利用者の決定に関する事務 当該決定に係る者に係る次に掲げる情報
- ア 身体障害者手帳情報
 - イ 精神障害者保健福祉手帳情報

尼崎市個人番号の利用に関する条例施行規則

- (11) 地域生活支援事業として行う事業の利用者に係る利用者負担額の算定に関する事務 当該利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
- ア 生活保護実施関係情報
 - イ 市町村民税情報
 - ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - エ 外国人生活保護実施関係情報
- (12) 地域生活支援事業として行う尼崎市障害者移動支援事業実施要綱に基づく尼崎市障害者移動支援事業（次号において「事業」という。）の利用者の決定に関する事務 当該決定に係る者に係る次に掲げる情報
- ア 身体障害者手帳情報
 - イ 精神障害者保健福祉手帳情報
- (13) 地域生活支援事業として行う事業の利用者に係る利用者負担額の算定に関する事務 当該利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
- ア 生活保護実施関係情報
 - イ 市町村民税情報
 - ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - エ 外国人生活保護実施関係情報

（平28規則53・旧第17条繰下・一部改正）

（条例別表第2第17項の規則で定める事務及び情報）

第30条 条例別表第2第17項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の規定による認定の申請又は同法第23条第1項の規定による支給認定（同法第20条第4項に規定する支給認定をいう。以下この条において同じ。）の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 これらの申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税情報
- (2) 子ども・子育て支援法第22条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う支給認定保護者（同法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下この条において同じ。）又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税情報
- (3) 子ども・子育て支援法第23条第4項の規定による支給認定の変更の認定に関する事務 当該認定に係る支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税情報

（平28規則53・旧第18条繰下・一部改正）

（条例別表第2第18項の規則で定める事務及び情報）

第31条 条例別表第2第18項の規則で定める事務は、法別表第2省令第19条各号に掲げる事務

尼崎市個人番号の利用に関する条例施行規則

に準ずる事務とし、同項の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であって要保護者等に準ずるものに係る次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 身体障害者手帳情報
- (2) 精神障害者保健福祉手帳情報
- (3) 固定資産税等情報

(平28規則53・旧第19条繰下・一部改正)

(条例別表第2第19項の規則で定める事務及び情報)

第32条 条例別表第2第19項の規則で定める事務は、コミュニティ住宅等の管理に関する事務であって法別表第2省令第22条各号(第6号及び第7号を除く。)に掲げる事務に準ずるものとし、同項の規則で定める情報は、コミュニティ住宅等の入居者又は同居者に係る次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 身体障害者手帳情報
- (2) 精神障害者保健福祉手帳情報
- (3) 生活保護実施関係情報
- (4) 市町村民税情報
- (5) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (6) 外国人生活保護実施関係情報

(平28規則53・追加)

(条例別表第2第20項の規則で定める事務及び情報)

第33条 条例別表第2第20項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務の区分に応じ当該号に定める情報とする。

- (1) 受給資格認定に関する事務 医療費助成を受けようとする者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
 - ア 身体障害者手帳情報
 - イ 精神障害者保健福祉手帳情報
 - ウ 生活保護実施関係情報
 - エ 市町村民税情報
 - オ 国民健康保険給付情報
 - カ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項の規定による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当給付情報」という。)
 - キ 後期高齢者医療給付情報
 - ク 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - ケ 外国人生活保護実施関係情報
- (2) 医療費助成の額の算定に関する事務 療養の給付等(福祉医療費助成条例第2条第9号に規

尼崎市個人番号の利用に関する条例施行規則

定する療養の給付等をいう。)を受けた者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

- ア 身体障害者手帳情報
 - イ 精神障害者保健福祉手帳情報
 - ウ 生活保護実施関係情報
 - エ 市町村民税情報
 - オ 国民健康保険給付情報
 - カ 児童扶養手当給付情報
 - キ 後期高齢者医療給付情報
 - ク 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - ケ 外国人生活保護実施関係情報
- (平28規則53・追加)

(条例別表第2第21項の規則で定める事務及び情報)

第34条 条例別表第2第21項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務の区分に応じ当該号に定める情報とする。

- (1) 事業の利用者の決定に関する事務 当該決定に係る者に係る次に掲げる情報
 - ア 身体障害者手帳情報
 - イ 介護保険給付情報
 - (2) 事業の利用者に係る利用者負担額の算定に関する事務 当該利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
 - ア 生活保護実施関係情報
 - イ 市町村民税情報
 - ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - エ 外国人生活保護実施関係情報
- (平28規則53・追加)

(条例別表第2第22項の規則で定める事務及び情報)

第35条 条例別表第2第22項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務の区分に応じ当該号に定める情報とする。

- (1) 事業の利用者の決定に関する事務 当該決定に係る者に係る介護保険給付情報
- (2) 事業の利用者に係る利用者負担額の算定に関する事務 当該利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
 - ア 生活保護実施関係情報
 - イ 市町村民税情報
 - ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

尼崎市個人番号の利用に関する条例施行規則

エ 外国人生活保護実施関係情報

(平28規則53・追加)

(条例別表第2第23項の規則で定める事務及び情報)

第36条 条例別表第2第23項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務の区分に応じ当該号に定める情報とする。

(1) 事業の利用者の決定に関する事務 当該決定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア 身体障害者手帳情報

イ 生活保護実施関係情報

ウ 市町村民税情報

エ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 介護保険給付情報

カ 外国人生活保護実施関係情報

(2) 事業の利用者に係る助成金額の算定に関する事務 当該利用者又は当該利用者と同じの世帯に属する者に係る前号アからカまでに掲げる情報

(平28規則53・追加)

(条例別表第2第24項の規則で定める事務及び情報)

第37条 条例別表第2第24項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務の区分に応じ当該号に定める情報とする。

(1) 事業の利用者の決定に関する事務 当該決定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア 生活保護実施関係情報

イ 市町村民税情報

ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 介護保険給付情報

オ 介護保険料情報

カ 外国人生活保護実施関係情報

(2) 事業の利用者に係る利用者負担額の算定に関する事務 当該利用者又は当該利用者と同じの世帯に属する者に係る前号アからカまでに掲げる情報

(平28規則53・追加)

(条例別表第2第25項の規則で定める事務及び情報)

第38条 条例別表第2第25項の規則で定める事務は、事業の利用者の決定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該決定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

尼崎市個人番号の利用に関する条例施行規則

- (1) 生活保護実施関係情報
- (2) 市町村民税情報
- (3) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (4) 外国人生活保護実施関係情報

(平28規則53・追加)

(条例別表第2第26項の規則で定める事務及び情報)

第39条 条例別表第2第26項の規則で定める事務は、事業の利用者の決定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該決定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

- (1) 身体障害者手帳情報
- (2) 精神障害者保健福祉手帳情報
- (3) 市町村民税情報
- (4) 介護保険給付情報
- (5) 自立支援給付関係情報

(平28規則53・追加)

(条例別表第2第27項の規則で定める事務及び情報)

第40条 条例別表第2第27項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務の区分に応じ当該号に定める情報とする。

- (1) 事業の利用者の決定に関する事務 当該決定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
 - ア 身体障害者手帳情報
 - イ 市町村民税情報
- (2) 事業の利用者に係る助成金額の算定に関する事務 当該利用者に係る次に掲げる情報
 - ア 国民健康保険給付情報
 - イ 後期高齢者医療給付情報

(平28規則53・追加)

(条例別表第2第28項の規則で定める事務及び情報)

第41条 条例別表第2第28項の規則で定める事務は、事業の利用者の決定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該決定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

- (1) 身体障害者手帳情報
- (2) 市町村民税情報

(平28規則53・追加)

(条例別表第2第29項の規則で定める事務及び情報)

尼崎市個人番号の利用に関する条例施行規則

第42条 条例別表第2第29項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務の区分に応じ当該号に定める情報とする。

- (1) 県規則第3条第1項の規定により兵庫県知事に提出される書類に記載された事項に係る事実の確認に関する事務 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年兵庫県条例第18号。以下この条において「県条例」という。）第5条第1項の規定により加入の申込みを行う者が扶養する心身障害者（県条例第2条第1項に規定する心身障害者をいう。）に係る次に掲げる情報
 - ア 身体障害者手帳情報
 - イ 精神障害者保健福祉手帳情報
- (2) 県規則第5条第2項の規定により兵庫県知事に提出される書類に記載された事項に係る事実の確認に関する事務 県条例第7条の規定による掛金の免除を受けようとする者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
 - ア 生活保護実施関係情報
 - イ 地方税法の規定による道府県民税（同法の規定による都民税を含み、個人に係るものに限る。）に関する情報
 - ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - エ 外国人生活保護実施関係情報

（平28規則53・旧第20条繰下・一部改正）

（施行の細目）

第43条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

（平28規則53・旧第21条繰下）

付 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第53号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。